

日本学生支援機構奨学金

令和3年福島県沖を震源とする地震に係る 災害救助法適用地域世帯の学生に対する 給付奨学金（家計急変採用）、緊急・応急（第一種・第二種） 奨学金の募集ならびに 返還不要の支援金給付について

記

標記の災害（適用地域は以下を参照）で罹災し、家計が急変（支出が著しく増大もしくは収入が減少）した世帯の学生に対して、日本学生支援機構奨学金の給付奨学金（家計急変採用）および第一種・第二種奨学金（緊急・応急採用）の募集がありました。

またあわせて、本災害により、本人や保証人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生を対象に、JASSO 支援金（10万円（返還不要））の募集がありました。

希望学生は、奨学課までメールにてご相談ください(syogakukin@list.waseda.jp)。

- * 高等学院・本庄高等学院・芸術学校の学生は所属校の事務所にお申し出ください。
- * 緊急・応急（第一種・第二種）奨学金は、災害後1年以内であれば、申請が可能です。
- * 以下の学生は上記奨学金及び支援金の対象となりません。
 - ・ 学年延長生または標準修業年限内で卒業できない学生
 - ・ 科目等履修生
 - ・ 罹災者が本人または保証人ではない場合（親族は不可）

【災害救助法の適用地域】

2021年2月14日現在

都道府県	市町村
福島県	福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町

以上

2021年2月19日
学生部奨学課